仕 様 書

1 業務名

公立保育所等 11 施設におけるアスベスト含有調査業務

2 目的

公立保育所等で、熱中症対策として、冷房設備の設置を検討しているが、冷房設備の設置工事を行う前に、建材についてアスベスト含有の有無を確認することを目的としている。

3 履行期間

契約日から令和5年10月31日(火)まで

ただし、別添1の備考欄にて、「令和5年7月28日(金)まで」と記載されている施設については、令和5年7月28日(金)まで

4 対象施設

公立保育所等 11 施設 (別添1のとおり)

5 業務内容

(1) 調査箇所

別添2のとおりとし、塗膜仕上施工箇所においては、塗膜仕上材と 下地調整材を分けて採取・分析する必要はない。また、詳細な試料採 取箇所については、委託者が指示する箇所とする。

(2) 調査内容

「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」(環境局 HP (https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/siyusisetutaisaku.html) 参照)に基づき、調査箇所の試料を採取し、アスベスト成分分析を行い、結果を報告すること。

なお、成分分析は、JISA1481-1 又は JISA1481-2 に基づき、アスベストが含有しているか否かについて判定することとし、対象アスベストは「アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト」とする(定性分析のみ)。

試料採取した箇所については、剝がれにくい粘着テープ貼付による補修とし、塗膜仕上施工箇所については、採取箇所の色と同色又は近似色の塗料を塗布して飛散防止処理を行うこと。

(3) 試料採取日時

試料採取は、別添1の業務実施施設一覧にある「試料採取日時」で行うこと。

また、現地で業務を行う際は、日程を予め現地責任者(所長又は園

長)と協議を行い委託者へ報告すること

6 負担区分

業務の履行に必要な用具、資材等は全て受託者の負担とする。

7 資料の貸与

業務の実施にあたって必要な資料であり、本市が所有するものについては、これを貸与する。

貸与した資料は、本業務の履行のみに使用し、他の目的のために使用 または第三者に対して販売、貸与、刊行及び販売を行わないこと。業務 終了後は、すみやかに返却すること。

8 提出書類

受託者は、業務の着手・完了にあたって以下の書類を提出し、業務担当者の確認を受けるものとする。

(1) 着手時

ア 業務着手届(所定様式)・・・・・・・・・1部

イ 業務責任者等指定通知書(所定様式)・・・・・・1部 ※資格証等の写しを添付すること

- ウ 業務日程表(自由様式)・・・・・・・・・1部
- エ 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・1 部 (自由様式で以下の内容についても記載すること。)

除去の工法

除去物及び汚染物の処理

除去後の仕上げ

除去物の飛散防止

サンプル等廃棄物の保管及び処理

(2) 完了時

ア 業務完了届(所定様式)・・・・・・・・・・1部イ 成果品(自由様式)・・・・・・・・・・1部

ウ その他、委託者が指示するもの・・・・・・・・1部

9 業務責任者の要件

業務責任者は次に示す(1)~(5)のいずれかに該当する、十分な経験及び 必要な能力を有する者とする。

- (1) 令和2年厚生労働省告示第 277 号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (2) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業(旧称:石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者(評価区分1及び2における合格認定認定技術者を含む)

- (3) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
- (4) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のア スベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- (5) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト 分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

10 成果品

以下の成果品を作成すること。

- (1) 業務報告書(A4版で印刷を行ったもの)
- (2) 業務写真 (調査前、養生完了時、調査中、復旧後等を適宜)
- (3) 業務報告書データファイル:一式
 - ・データは Microsoft 社 Word・Excel・PDF いずれかの形式とし、CD-R に記録すること。
 - ・CD-Rには、ラベルでデータ内容・作成日時・受託者名を明示し、最新のウイルス定義によりウイルス駆除ソフトで検証した上で提出すること。

11 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務履行上の詳細な内容について、業務担当者と十分な打合せを行い、承認を得ること。
- (2) 実際の作業においては、業務担当者と十分協議のうえ、環境に配慮するとともに周囲の安全を確保して行うものとする。
- (3) 本業務に関して生じる問題点は、業務担当者・受託者の双方が協議し処理すること。
- (4) 業務の遂行にあたり、公立保育所等の運営及び環境に悪影響を与えないよう慎重に作業を進め、廃棄物処理法等関係法令に従って適正に行うこと。
- (5) 本業務に係る全ての成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (6) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、できる限り「札幌市グリーン購入ガイドライン」の基準に適合したものを調達・使用するよう努めること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た情報を守秘すること。
- (8) 調査等の実施にあたり、受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については一切受託者の責任において処理すること。
- (9) 現地の状況等により、採取した検体数が委託した検体数から減少した場合、委託者は減少した検体数について、設計変更により契約金額を減ずることができるものとする。

12 業務担当者

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 信田

TEL:011-211-2988 FAX:011-231-6221

業務責任者等指定通知書

年 月 日

(あて先)札幌市長

(住所) 受託者 (氏名)

ED

業 務 名

公立保育所等 11 施設におけるアスベスト含有調査業務

上記業務に係る業務責任者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区分	氏 名	備 考